パブリック・コメント手続(意見募集)結果

横須賀市男女共同参画推進条例の改正 (案)

平成31年(2019年)2月1日 横須賀市男女共同参画審議会

問い合わせ先:市民部 人権・男女共同参画課

電話 046-822-8228 (直通)

「横須賀市男女共同参画推進条例の改正(案)」に対するパブリック・コメント 手続の結果について

1 意見募集期間

平成30年(2018年)10月22日(月)から11月12日(月)まで

2 意見の提出者数と意見件数

5人の方から11件の意見提出がありました。

■ 提出状況

提出方法	人数
直接持ち込み	0人
郵送	0人
ファクシミリ	0人
電子メール	5人
合計	5人

■ 項目別の件数

項目名	件数
前文	3件
定義	2件
男女共同参画審議会	1件
責務	2件
その他	3件
合計	11 件

3 提出された意見の概要及びそれに対する考え方

前文

No.	意見の概要	考え方
1	(P.3) 前文について、世界人権宣言で	世界人権宣言では、第2条第1項にお
	強調されている「自由権」と「社会権」	いて、「自由権」「社会権」を含む「すべ
	を含めて欲しい。社会権は含まれている	ての権利と自由とを享有することがで
	ように見受けられるので、例えば「すべ	きる」と定めています。
	ての人が生きる喜び、自由、そして責任	男女共同参画と多様な性の尊重をう
	を分かち合い」とするのはいかがか。	たった本条例についても、宣言の趣旨に
		沿ったものと考えますが、「自由」との
		文言を入れたほうが、より明確にその趣
		旨が伝わると判断しました。ご意見を参
		考に修正します。

	and the last state of the state	٠
No.	意見の概要	考え方
2	(P.3) 前文の「差別や偏見の解消」に 	ご意見のとおり、「差別や偏見の解消」
	ついて、男女共同参画推進条例からはそ	の文言を残し、その重要性を深く認識し
	の文言は抜かないで欲しい。	ながら、解決・実現に向けた取り組みを
	人権施策推進会議を傍聴させていた	進めていくことを前文において宣言し
	だいたが、市長へのパートナーシップ制	たいと考えています。
	度についての答申の文章から「差別や偏	
	見の解消」の文字がなくなる方向になっ	
	ていた。前向きなメッセージにしたいと	
	いう気持ちも理解できる部分もあるが、	
	実際パートナーシップが結べないこと	
	そのものが差別や偏見の結果とも言え	
	ると思う。	
	差別や偏見により、「生きづらさ」を	
	生んでいるという現状があることが理	
	解でき、「条例」として取り組んでいく	
	ことを記載していただきたいと思う。	
3	(P.3) 前文の「性別を男女軸だけで考	ご意見のとおり、当事者が置かれてい
	えることを当然視してきた社会に対す	る耐え難い現状についての認識は共有
	る、生き難さを抱えてきた当事者」につ	していますが、当事者の現状を表し、今
	いて、「性別を男女軸だけで考えること	回の条例改正の背景、考え方、決意を示
	を当然視してきた社会から不平等な扱	す前文にふさわしい象徴的な言葉とし
	 いを受け権利を奪われている当事者」と	 て「生き難さ」という言葉を用いたいと
	いった文章に変えてほしい。	考えています。
	今なお、性的自認(見た目)を理由に	
	就きたい職業に就けない当事者や性的	
	指向のアウティングを苦に自殺する若	
	者がいる。それらは、生き難さというレ	
	ベルではなく生きるか死ぬかの状態、職	
	業選択の自由を実質的にはく奪されて	
	いる状態と言えるため。	
	· 2000 C D V. 21000	
1		

定義		
No.	意見の概要	考え方
4	(P.5)「性別」の定義について、「生物	生物学的な雌雄いずれかにはっきり
	学的な性別(雌雄の区分・セックス)」	区別できない方々がいらっしゃること
	と記載があるが、DSD(性分化疾患)あ	に配慮し、ご意見のとおり「雌雄の区
	るいは IS (インターセックス) に該当	分・セックス」を削除いたします。
	する生物学的もしくは医学的に雌雄あ	また、性別に違和を抱えて苦しんでい
	るいは男女に区分できない方々がいる。	る人たちが、性別の定義から漏れないよ
	彼らの存在が考慮されていないもの	う、表現について再検討し、「身体の性
	に見えるので、例えば「雌雄の区分」と	的特徴とその特徴をもとに指定された
	いう言葉を削除するなど、考慮されたも	男女の性別(戸籍上の性別)、及びそれ
	のに改善いただけないか。	に対する社会的文化的に形成された性
	男女のどちらかで生きることを望む	別(ジェンダー)を示す概念」と修正し
	者もいれば、望まない者もいる。DSD の	たいと考えています。
	方々も自分の生き方を自ら選択するこ	
	とを尊重する条例となることを望む。	
5	(P.5) 定義に「性表現」を追加し、「性	いただいたご意見をもとに、性別に違
	別等」に含めていただきたい。	和を抱えて苦しんでいる人たちが性別
	性別に違和感がある人は、ホルモン療	の定義から漏れないような表現につい
	法、性別適合手術により身体を治療する	て、再検討いたしました。
	ものだという先入観の強い社会だが、必	性別の定義については、「身体の性的
	ずしも治療を行うわけではない。性別へ	特徴とその特徴をもとに指定された男
	の違和感の軽減を目的に、異性装を行う	女の性別(戸籍上の性別)、及びそれに
	人々がいるが、彼らは一見して女装者や	対する社会的文化的に形成された性別
	男装者と見分けがつかないこともあり、	(ジェンダー)を示す概念」と示したう
	その偏見に苦しんでいる。	えで、性自認、性的指向と併せて、人間
	また、性別に違和感がなくとも、性表	の「性別」を構成する要素として定義し
	現が割りあてられたジェンダーと異な	たいと考えています。
	る立場の性表現を行う方々もいる。ジェ	ご意見のとおり、「性表現」について
	ンダーバイアスに対する反抗の表現手	も、多様な性のなかの、重要な性のあり
	段として、目立つ女性装をするドラァグ	ようのひとつとして認識していますが、
	クイーンという人々が関係するものや	この度の条例改正におきましては、個別
	目立つ格好でなくとも、性別役割の押し	の定義づけではなく、「性別等」のなか

めに、男装や女装が行われることもあ る。

近年では、SOGI (Sexual orientation, Gendar identity;性的自認、性的指向; ソジ、ソギ) に対して E (gender Expression) を足し、SOGIE (ソジイー、 ソギイー)と記載されることも増えてい る。そういった点からも、性表現を尊重 するという観点への注目度は上がって いる。彼らのスタンスも尊重する条例と なることを望む。

つけに対して否定的立場を表現するた┃に含ませていただきたいと考えていま

なお、性表現を尊重するという観点に つきましては、今後の条例改正の周知の 際などを通じて表していきたいと考え ています。

男女共同参画審議会

No.	意見の概要	考え方
6	(P.15) 男女共同参画審議会について、	男女共同参画審議会における比率規
	審議会における男女比率の規定は、比率	定については、充分に達成していると認
	規定を導入した当初の目的を達成した	識しています。
	という認識でよろしいか。	そして、他の審議会等においても同様
	また、現在、行政管理課が管理してい	の改定が波及することを期待していま
	る各審議会等の女性委員比率 (3割以	す。
	上)の取り組みが後退する恐れがある	また、今回の条例改正にあたっては、
	が、これもやむを得ないという理解でよ	現行の男女二元論という考え方の是非
	ろしいか。	についても検討し、他の条文同様、性の
		多様性に考慮した条文としました。

責務

No.	頁務		
一ジにおいて、第5条「市民の責務」に ついては「〜ねばならない」だが、第6 条「教育関係者の責務」については「〜 努めるものとする」となっている。努力 義務か否かの違いなのか。 持つ意味や受ける印象が大きく違う と感じる、明確に両者の立場と責務に違いがあるのかどうか説明があったら良いと思う。 (P.11) 事業者等の責務において、「戸籍上の性別」という言葉が出てくるが、それだけではなく、性的指向、性自認も含まれると思う。 「性別等」にまとめるか、もしくは「生物学的性別、社会的性別、性的指向、性自認等」の方がより適切ではないか。 「体別等」の方がより適切ではないか。 を反映させた場合の改正素案(審議会案)イメージとなりますので、市が条例 改正案作成の際の参考となるよう、伝えさせていただきます。 事業者等の責務として、性別等による差別的な取扱いをしないよう示すとともに、その象徴的な一例として、就職面接時等の就労希望者に対する戸籍上の性別にとらわれない評価・採用の必要性についてうたっています。 具体例を示すことで、より理解を深め	No.	意見の概要	考え方
のいては「〜ねばならない」だが、第6 条「教育関係者の責務」については「〜 数めるものとする」となっている。努力 義務か否かの違いなのか。 持つ意味や受ける印象が大きく違うと感じる、明確に両者の立場と責務に違いがあるのかどうか説明があったら良いと思う。 (P.11) 事業者等の責務において、「戸籍上の性別」という言葉が出てくるが、それだけではなく、性的指向、性自認も含まれると思う。 「性別等」にまとめるか、もしくは「生物学的性別、社会的性別、性的指向、性自認等」の方がより適切ではないか。 (P.11) 事業者等の責務として、性別等による差別的な取扱いをしないよう示すとともに、その象徴的な一例として、就職面接時等の就労希望者に対する戸籍上の性別にとらわれない評価・採用の必要性についてうたっています。 具体例を示すことで、より理解を深め	7	(P. 18) 条例改正素案 (審議会案) イメ	ご意見をいただきましたのは、骨子案
条「教育関係者の責務」については「~		ージにおいて、第5条「市民の責務」に	を反映させた場合の改正素案(審議会
 努めるものとする」となっている。努力 義務か否かの違いなのか。 持つ意味や受ける印象が大きく違う と感じる、明確に両者の立場と責務に違いがあるのかどうか説明があったら良いと思う。 (P. 11) 事業者等の責務において、「戸籍上の性別」という言葉が出てくるが、それだけではなく、性的指向、性自認も含まれると思う。 「性別等」にまとめるか、もしくは「生物学的性別、社会的性別、性的指向、性自認等」の方がより適切ではないか。 させていただきます。 事業者等の責務として、性別等による差別的な取扱いをしないよう示すとともに、その象徴的な一例として、就職面接時等の就労希望者に対する戸籍上の性別にとらわれない評価・採用の必要性についてうたっています。具体例を示すことで、より理解を深め 		ついては「~ねばならない」だが、第6	案) イメージとなりますので、市が条例
表務か否かの違いなのか。 持つ意味や受ける印象が大きく違う と感じる、明確に両者の立場と責務に違いがあるのかどうか説明があったら良いと思う。 8 (P.11) 事業者等の責務において、「戸籍上の性別」という言葉が出てくるが、それだけではなく、性的指向、性自認も含まれると思う。 「性別等」にまとめるか、もしくは「生物学的性別、社会的性別、性的指向、性自認もおかいまう。 「性別等」にまとめるか、もしくは「生物学的性別、社会的性別、性的指向、性自認等」の方がより適切ではないか。 事業者等の責務として、性別等による差別的な取扱いをしないよう示すとともに、その象徴的な一例として、就職面接時の就労希望者に対する戸籍上の性別にとらわれない評価・採用の必要性についてうたっています。 具体例を示すことで、より理解を深め		条「教育関係者の責務」については「~	改正案作成の際の参考となるよう、伝え
持つ意味や受ける印象が大きく違うと感じる、明確に両者の立場と責務に違いがあるのかどうか説明があったら良いと思う。 8 (P.11) 事業者等の責務において、「戸籍上の性別」という言葉が出てくるが、それだけではなく、性的指向、性自認も含まれると思う。 「性別等」にまとめるか、もしくは「生物学的性別、社会的性別、性的指向、性自認もについてうたっています。具体例を示すことで、より理解を深め		努めるものとする」となっている。努力	させていただきます。
と感じる、明確に両者の立場と責務に違いがあるのかどうか説明があったら良いと思う。 8 (P.11) 事業者等の責務において、「戸籍上の性別」という言葉が出てくるが、それだけではなく、性的指向、性自認も含まれると思う。 「性別等」にまとめるか、もしくは「生物学的性別、社会的性別、性的指向、性的指向、性自認等」の方がより適切ではないか。 9 (P.11) 事業者等の責務として、性別等による差別的な取扱いをしないよう示すとともに、その象徴的な一例として、就職面接時等の就労希望者に対する戸籍上の性別にとらわれない評価・採用の必要性についてうたっています。 具体例を示すことで、より理解を深め		義務か否かの違いなのか。	
8 (P.11) 事業者等の責務において、「戸籍上の性別」という言葉が出てくるが、それだけではなく、性的指向、性自認も含まれると思う。 「性別等」にまとめるか、もしくは「生物学的性別、社会的性別、性的指向、性自認も自認等」の方がより適切ではないか。 事業者等の責務として、性別等による差別的な取扱いをしないよう示すとともに、その象徴的な一例として、就職面接時等の就労希望者に対する戸籍上の性別にとらわれない評価・採用の必要性についてうたっています。具体例を示すことで、より理解を深め		持つ意味や受ける印象が大きく違う	
8 (P.11) 事業者等の責務において、「戸籍上の性別」という言葉が出てくるが、それだけではなく、性的指向、性自認も含まれると思う。「性別等」にまとめるか、もしくは「生物学的性別、社会的性別、性的指向、性信認も自認等」の方がより適切ではないか。 「		と感じる、明確に両者の立場と責務に違	
8 (P.11) 事業者等の責務において、「戸籍上の性別」という言葉が出てくるが、それだけではなく、性的指向、性自認も含まれると思う。 「性別等」にまとめるか、もしくは「生物学的性別、社会的性別、性的指向、性自認等」の方がより適切ではないか。 事業者等の責務として、性別等による差別的な取扱いをしないよう示すとともに、その象徴的な一例として、就職面接時等の就労希望者に対する戸籍上の性別にとらわれない評価・採用の必要性についてうたっています。 具体例を示すことで、より理解を深め		いがあるのかどうか説明があったら良	
籍上の性別」という言葉が出てくるが、 それだけではなく、性的指向、性自認も 含まれると思う。 「性別等」にまとめるか、もしくは「生物学的性別、社会的性別、性的指向、性自認も 自認等」の方がより適切ではないか。 差別的な取扱いをしないよう示すとと もに、その象徴的な一例として、就職面 接時等の就労希望者に対する戸籍上の 性別にとらわれない評価・採用の必要性 についてうたっています。 具体例を示すことで、より理解を深め		いと思う。	
籍上の性別」という言葉が出てくるが、 それだけではなく、性的指向、性自認も 含まれると思う。 「性別等」にまとめるか、もしくは「生物学的性別、社会的性別、性的指向、性自認も 自認等」の方がより適切ではないか。 差別的な取扱いをしないよう示すとと もに、その象徴的な一例として、就職面 接時等の就労希望者に対する戸籍上の 性別にとらわれない評価・採用の必要性 についてうたっています。 具体例を示すことで、より理解を深め			
それだけではなく、性的指向、性自認も	8	(P.11) 事業者等の責務において、「戸	事業者等の責務として、性別等による
含まれると思う。 接時等の就労希望者に対する戸籍上の 「性別等」にまとめるか、もしくは「生 物学的性別、社会的性別、性的指向、性 自認等」の方がより適切ではないか。 具体例を示すことで、より理解を深め		籍上の性別」という言葉が出てくるが、	差別的な取扱いをしないよう示すとと
「性別等」にまとめるか、もしくは「生物学的性別、社会的性別、性的指向、性自認等」の方がより適切ではないか。 性別にとらわれない評価・採用の必要性についてうたっています。 具体例を示すことで、より理解を深め		それだけではなく、性的指向、性自認も	もに、その象徴的な一例として、就職面
物学的性別、社会的性別、性的指向、性についてうたっています。 自認等」の方がより適切ではないか。 具体例を示すことで、より理解を深め		含まれると思う。	接時等の就労希望者に対する戸籍上の
自認等」の方がより適切ではないか。 具体例を示すことで、より理解を深め		「性別等」にまとめるか、もしくは「生	性別にとらわれない評価・採用の必要性
		物学的性別、社会的性別、性的指向、性	についてうたっています。
る効果が望めると考えています。		自認等」の方がより適切ではないか。	具体例を示すことで、より理解を深め
			る効果が望めると考えています。

その他

と思う。

例) 社会や文化によって作り上げられ た「男性とはこうあるべき」「女性とは

こういうものだ」という概念

No. 意見の概要 考え方 条例全体を通して、「性別、性的指向、 男女共同参画の分野において「性別」 性自認等」という表現で固定されている を考えるとき、社会的文化的に形成さ が、「生物学的性別、社会的性別、性的 れた性別(ジェンダー)の問題を切り 指向、性自認等」のように、ジェンダー 離すことはできないと考えています。 の部分についても明記した方がよいの また、性別に違和を抱えて苦しんで いる人たちが性別の定義から漏れない ではないか。 「性別」の定義について、「生物学的 よう、表現について再検討し、「身体の な性別(雌雄の区分・セックス) 『及び 性的特徴とその特徴をもとに指定され それに対する』」という表現でジェンダ た男女の性別 (戸籍上の性別)、及びそ ーへの説明に続いているが、『また、そ れに対する社会的文化的に形成された れとは別に』の方が適切ではないか。 性別 (ジェンダー) を示す概念」と修 『及びそれに対する』という表現は、 正したいと考えています。 決してイコールという意味ではないと 性別の定義のなかでジェンダーを併 思うが、イコールに近い意図を感じる。 せて定義づけ、象徴的に用いることに 「生物学的性別=社会的性別」とする よって、条例全体を通して、ジェンダ と、「スカートをはきたくない=男性」 一平等の重要性を示したいと考えてい という解釈になってしまうが、女性でも ます。 ファッションとしてスカートをはきた くないこともあり、決してそうではな い。ジェンダーと、生まれた時に割り当 てられた性別を繋げて表記すると、より 狭い意図となってしまうので、別である という表記の方がよいと思う。 また、「性別」の定義の中に、生物学 的性別と社会的性別を一緒に入れるこ とに無理があるのではと感じる部分も ある。社会的性別(ジェンダー)の定義 の詳細も掲載するとより分かりやすい

10 「ヘイト表現の禁止」といった概念を追加してほしい。

地方自治体の関係者のみならず国会 議員からもヘイト表現がされている。幸 い、横須賀市では世の中を騒がせている ようなレベルの話は聞かないが、もはや 問題が起こってから対処すれば許され るという状況ではないと考える。

表現の自由とのバランスが難しいとは思うが、「過剰なヘイト表現」は許されざるものである。多様な性へのヘイト表現を禁ずる旨は、"基本的施策"、"基本的理念"、"性別等による人権侵害の禁止"、可能であれば"目的"にも明記すべきと考える。

性別等による不当な差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)については、 看過することのできない、許されない 行為だと考えていますが、表現の自由 との兼ね合いや社会的に定義が定まっ ていないこと、条例全体の構成などを 考慮すると、今回の条例改正案に具体 的な文言として記載することは難しい と考えています。

11 条例全体を通して、条例名称について、「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」とあるが、条例中では「男女共同参画」のみになっている。

定義の中に「男女共同参画」とあるが、 条文の一部を切り取ってみた際に、「多様な性」の存在が薄くなっている印象が ある。文章の長さなど表記上の事情があ るのかもしれないが、「男女共同参画及 び多様な性の尊重」が、明瞭にわかりや すくなればと思う。 ご意見のとおり、今回の条例改正の 趣旨が市民の皆さまに明瞭にわかりや すく示せるよう、定義及び条文全体を 通して、「男女共同参画」の文言に「多 様な性の尊重」についても併記するよ う修正し、改めます。